

(第一類 第五号)

第 四 十 回 国 会 大 藏 委 員 会 錄 第 十 号

(一一七)

昭和三十七年二月十四日(水曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事黒金 泰美君

理事毛利 松平君

理事有馬 輝武君

理事細田 義安君

理事堀 昌雄君

足立 篤郎君

岡田 修一君

田澤 吉郎君

津雲 國利君

藤井 勝志君

坊 秀男君

吉田 幸雄君

久保田 鶴松君

高見 三郎君

田原 春次君

武藤 山治君

天野 公義君

村山 達雄君

國税局長官 原 純夫君

大藏事務官 拠井 光三君
(主税局長)

國税局長官 原 純夫君

二月十三日

国民金融公庫職員の増員に関する請願(安倍晋太郎君紹介)(第八六二号)

同(倉石忠雄君紹介)(第八六三号)

同(有馬英治君紹介)(第八六四号)

同(宇野宗佑君紹介)(第八六五号)

同(田中龍夫君紹介)(第八八四号)

同(高橋清一郎君紹介)(第八八五号)

同(小澤太郎君紹介)(第八六七号)

同(津島文治君紹介)(第八八七号)

同(中澤辰男君紹介)(第八六九号)

同(中村三之丞君紹介)(第八八八号)

同(野田武夫君紹介)(第八八九号)

同(森下國雄君紹介)(第一〇二七号)

同(花村四郎君紹介)(第八九一号)

同(大竹作摩君紹介)(第八七二号)

同(大野伴睦君紹介)(第八七二号)

同(木村俊夫君紹介)(第八七四号)

同(木村俊夫君紹介)(第八七五号)

同(木村守江君紹介)(第八七六号)

同(佐々木秀世君紹介)(第八七八号)

同(佐々木秀世君紹介)(第八七九号)

同(坂田道太君紹介)(第八八〇号)

同(鳥村一郎君紹介)(第八八一号)

同(山手滿男君紹介)(第一〇二八号)

同(吉田重延君紹介)(第八九六号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第一〇三六号)

同(坊秀男君紹介)(第八九四号)

同(毛利松平君紹介)(第八九五号)

同(中島巖君紹介)(第一一〇九号)

同(中島巖君紹介)(第一一〇九号)

同(吉田重延君紹介)(第一一〇九号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第一一〇三七号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第一一〇三七号)

同(中島巖君紹介)(第一一三七号)

嗜好飲料、清涼飲料の物品税撤廃に
関する請願(小沢辰男君紹介)(第一一〇〇号)

在外財産補償に関する請願(齊藤憲
三君紹介)(第一一三九号)

同(宇田國榮君紹介)(第一一二一
号)

同(椎熊三郎君紹介)(第一一二一
号)

予約米減税措置廢止反対に関する請
願(田中彰治君紹介)(第一一五〇
号)

同(森下國雄君紹介)(第一〇二七
号)

陶磁器の物品税撤廃に関する請願外
三件(島村一郎君紹介)(第一一二三
号)

八号)

在外財産補償に関する請願(齊藤憲
三君紹介)(第一一三九号)

三君紹介)(第一一二一
号)

同(宇田國榮君紹介)(第一一二一
号)

同(椎熊三郎君紹介)(第一一二一
号)

一

律案（内閣提出第七五号）

○小川委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に掲載いたしました所得税法の一部を改正する法律案外七税制改正法律案及び国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の各案を一括して譲り受けたします。質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 主税局長は、この間中山参考人が言われたことや質疑応答をお聞きになつたことと思いますが、それに関連して、二、三お伺いをしたいと思うのです。

来年度の自然増収は四千八百億、私どもはこれについて疑惑を持ち、中山

さんも実際問題としてはそれよりもっと多いのではないかという感じを持たれたわけあります。私どもが數字をあげましたのは、本年がどうころんでも三千五百億以上の自然増収があるから、来年度四千八百億とすると、千三百億くらいの純増しかないと

とはいかがなものであろうか。三月の決算は前の所得を背中に負つて行なわ

れる、九月の決算は法人が不況の影響を受ける。そだとしても、それは少し客観的に見て過小に過ぎるのではない

かといふ判断をしておるのでですが、四千八百億の自然増収はいつ現在の想定をもつて考え方をします。

○村山政府委員 三十七年度の租税及び印紙收入の収入を見積るに当たりま

して、前年度の当初予算に比べまして

四千八百七億の増加を見込んだことは御指摘通りでございます。ただこれ税法の一部を改正する法律案外七税制改正法律案及び国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の各案を一括して譲り受けたします。質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

それから、いつ現在で見込んだかと

この諸指標を大体基準にいたしまして、そういうベースの上で、各税ごとにこまかく積み上げて計算した答

が、今のような数字になつております。従いまして、四千八百億でござ

ますから、大体千五百十億くらい決算見込みに對しては増加するものと、こ

れのままく算出された結果でござります。今までのところを見ますと、実は当初予算当時に比べてどれだけ

非常にふえたことが勢い自然増収を来たしたものと思つておるわけで

ございます。今までのところを見ます

と、実は当初予算当時に比べてどれだけ

経済指標が伸びたかというのを見ま

すと、三十年來、三十年度におきまし

ては九・九%伸びております。三十一年

が一%、三十二年は〇・六%、三

十三年一・一%、三十四年一五・九%

それから三十五年では一三・六%、そ

れから三十六年の現在の見通しでは、

これはまだ実績は出ておりませんが、

これから第二番目には、調査会の構成に

ついて中山さんは意見を言いました。

その構成については、私どももよつ

ましたけれども、この歴史的問題。

中山先生は歴史的理論を弯曲ではあり

ますけれども、かなりワードで置いて

ます。どうしても何かの歴史的問題がなく

て、どうしても何かの歴史的問題がなく

これが強いのではあります、ここでそれが、自然増収の細目にわたつての計算方式を聞こうとは思わないのですけれども、あなた自身はそういう考え方があるわけですか。

○横山委員 この間中山先生から伺つてお伺いしたいのですが、大臣や政務

式を聞いてお伺いしたいのですが、大臣や政務

式を聞いてお

あつときめのこまかい改正が、もつと深く掘り下げる必要がある。と思うわけでございます。先ほどお触れになりました直接税、間接税の問題でございますが、われわれが今度の三年間の討議にあたりまして、中山会長も触れておられましたように、一番わからない問題が、間接税のいわゆる転嫁という問題が一体どういうことになるのか、それと市場の価格形成との関係が一体どういうことになってくるのか、はたして完全に転嫁するのかどうか、この辺の問題、そこまで申しますと、いわゆる直接税といわれる固定資産税のようなもの、あるいは場合によりましては事業税のようなものでありましても、何らかの意味で製造原価なりあるいは総原価の中に含まれる経費項目に当たることは、これは実際の転嫁の関係というものはどういうものであらうか、納税義務者が直接負担するに至るものであるか、あるいは価格形成の過程においてそれがどういうふうに転嫁していくのであらうか、市場価格は大体一本だとしますと、そのときに一体経済的、社会的にどんな影響を及ぼすのか、この点込んだ検討がございませんと、なかなか直接税、間接税のバランスと申しましても、あるいはそれを通じまして景気調整の問題と申しましても、そのところの突つ込みはもう一步われわれ自身が勉強不足ではなかつたか、また三年間の審議ではとうていそこまで突つ込めなかつたのではないか、それらの問題をます十分できるだけ勉強いたしまして、その上で直接税、間接税あるいは個々の税目の選択というような問題も、そういう基礎の上に立つてあらためて考るべきであるが、しかし、まあ全体として租税負担が所得に比べて重いとい

うことだけはいえるように思ひます。それに関連いたしまして、先ほどの歯どめ理論の問題でございます。これ確かにある種の歯どめといふものが必要であろうかと思うのでございましょう。率直に申しまして、中山会長も御指摘になりましたように、あの際二〇%というふうな意味で非常な意味があつたと思うわけですが、今後も二〇%というふうな意味で、その歯どめ理論として適切なめどがあるかどうかという問題については、もう少し掘り下げる必要があるのじゃないか。そのときどうぞございますが、とがその歯どめ理論として適切なめどであるかどうかという問題について、それから歳出需要も変わって参りますし、それから歳出需要も変わって参ります。一番大きく変わりますのは景気の問題でございまして、収入がどういうふうになつてくるか。ちょうど二〇%を打ち出したころは、中山会長もおっしゃつたように非常にまだ重いときにまた減税もやつて、それで二〇%を結果的に得られた。ちょうどそういう時期であったわけでございます。その意味で、二〇%というものは、歯どめの一つのめどといたしましてもかなり重要な役割を果たし、またそれだけ実効性のあるめどであったと思うのですがございます。今後日本の経済がいろいろ違った形でまた動くであろうし、現在の負担の状況もまた若干変わつて参つておりますし、今後の財政の歳出の方の問題もございましょうし、いろいろな意味の歯どめのような一種の目途を置くということは適切であるうかと思ひます。

ます。それからもう一つお話しになりますた調査会の委員の構成について、学識者か経験者か、それから国会議員の方に加わっていただいたらどうか、こういうお話をございますが、率直に申しまして、今後の税制の問題が、先ほど申しました意味におきましてかなりむずかしい問題でございます。税制といふよりも、むしろ今言つたような税といふものの結局の機能、その帰着の形、こういうものを中心にして今後は検討が進められていくと思いますので、その意味ではむしろ先生のおっしゃつたように学識者が中心になつた方がいいという感じは同感でございます。もちろん経験者を全然入れないという意味ではございませんが、もっと学識者の方のウェートを強くした方が今後の税制調査会は適当であろうといふふうに考えられます。国会議員の問題につきましては、これは率直に申しまして、国会議員の方はやはり国会において議論していくだいた方がいいのです。調査会といふものは、まだそれはそれとして、ほんとうに学識者なら学識者が集まつて、その角度ででき上がつたものをまた国会において十分分別の角度から練り直していくだいたい方が、結果においてりっぱなものができ上がるだらうというふうに私は率直に感ずるわけでございます。

と思うわけでございます。この場合、間接税は完全転嫁が行なわれている、こういう前提に立つて実は計算が行なわれているわけでございます。實際には価格の中にそれが含まれて溶け込んでおるわけでございまして、その価格形成がどういう限界要素、どんな利潤のものに形成されるか。その場合に、やはり競争でござりますので、税負担も含めてそれが一つの競争要素になつてゐるわけでございますので、ある線で価格が形成されますと、あるものにとつては、ただ理論的に考えますと十分なる転嫁の行なわれない場合も考え方される。あるいはそこまででなくとも、普通の差益が得られない。得られる差益が非常に少なくて、それが程度をこしますと税にまで及んで、税の一部転嫁はできないという問題もあるわけでございます。そういうところを十分吟味していかなければ技術的にも公平論はなかなかむずかしいのでございまが、概して言うと間接税は転嫁されているでしようから、そういう意味ではこの直接税、間接税のバランスといふものは適当なところになければならぬ。われわれの現在得た認識の範囲内では、今程度のところは決して悪いとは言えないのだというような、これは感じでございますが、そういう感じを持つております。

が、現実の問題として、今政治的な課題になつておりますことについて意見を伺いたいのですが、それはことし、来年度は、間接税中心主義で、本委員会の決定をもつて附帯決議となつて実践に移り、間接税の大幅引き下げが行なわれる。それは本来消費者のもとに還元すべきであるというオードソックスの意見をもつて私どもも主張し、政府側としても、減税分は消費者の利益にということで努力をしておるという話を聞いておるわけであります。しかしどうも、努力をしておるということが、実際問題としてどこまでおやりになるのであるか、この点について一まつの疑惑なしと私どもしていいのです。通行税から、物品税から、あるいは酒税に至るまで広範な大減税を、一体どういうふうに恩恵を消費者のもとへ渡そうとするのか。通行税については、これはもう問答無用であります。是非論は私どもは割合に判断ができるわけであります。ところが、入場税と物品税についてはいかく容易ではない。一体政府はどこまでそれをやろうとしているのか。今お話しを伺つた純粹な理論的な問題として、あなたは、間接税の転嫁についてはなかなかむずかしいという率直な御意見を放つたのであるけれども、これが現実問題としての入場税なり物品税について——しかし、さはさりながら、政府の考えておるようには、消費者にこの際は恩惠を全部やつてもらうのだと、いうような政治的な配慮でやつておられるのであるか、また結論はどうなん

であるか。その担当は一体どなたがやつていらっしゃるか知りませんけれども、政府部内の担当を明らかにしてもらいたい。一説によりますと、いや、それはまあまる前に、今のうちに単価を上げておいて、そうしてそれを下げるとか、あるいはかつてありますから、あるは六ヵ月くらいまあまあしたように、六ヵ月くらいまあまあやつていけば、あとまた上げればいいのだとかいうふうないろいろな勘定が行なわれて、政府は、かけ声としては消費者に恩恵を与えるのだ、全部与えられるのだと言いながら、その行方がきわめて疑問視されているのでありますから、この間の経緯を一つ具体的に明らかにしていただきたい。

○村山政府委員 今年度は、御指摘の

ように、昨年度のこの委員会におきます決議の趣旨等を十分参考いたしまして、間接税がむしろ中心になつておるのでござります。大体六割は間接税の減税に充てられておるわけでござります。間接税の減税は、ただいま御指摘のように消費者の負担を軽減するといふところにそのねらいがあるわけでございます。間接税は、減税によつて、その分だけ現実に値下げという形で現われることをもちろん期待しているわけでござります。

○村山政府委員 今年度は、御指摘の

ように、昨年度のこの委員会におきましては、その間技術的にいろいろな問題があることは、これは容易に御想像できると思いますが、われわれ気がついている一つの問題は、すでに下がるということを予定するものですか

○横山委員 本委員会は、実は、よか

対して小売のマージンがきまつてく

る、それが下がりますので、そのマージン部分もおそらく引き続いて下がつ

た結果であろうかと思いますが、そ

うことになつております。最近におきます物品税の課税対象を見てみますと、相当地は業界において競争が激し

なからうと、達観してそういうふうに見ているわけでございます。ただ問題

は、その間技術的にいろいろな問題があることを決議しておることに留意しな

りますが、実際問題としまして、各物

品を集めてその戻税手続をとるとい

うことになりますと、運送その他の関係

は新旧税額の差額は戻税することにな

りますが、実際問題としまして、各物

品を集めてその戻税手続をとるとい

うのが多いようございますので、それ

がまたメーカーの負担になつてくれ

る。それは負担してもいいという議論

もござりますが、それは減税以上の負

担である。本来四月一日から減税する

というそれ以上のことになつて、結局

メークーのマージンを吐き出すという

ことに帰着するだらうと思ひます。そ

れに対して、とてもそれは経営が成

り立たぬから、その分についてはある

でどうしてほしいとか、こうしてほし

いとかいういろいろな問題はあると思

います。そういうこまかい問題を一々

詰めて参りまして、最終的にはねらつ

ておる減税が的確に消費者の利益にな

るようについて、ねらいにしてお

ります。その場合一体どういう下

げ方をするのか、この問題が一つあり

ます。これは言つてみますと、減税前

に下がることになりますから、それだけメークーの方はマージンを切るわけ

でございます。

もう一つの問題は、物品税につきま

しては、もとより四月一日前に移出し

のもございます。申しますのは、大体

なります。そこで出たとして、消費者の手に渡つてないということをはつきりさせる意味で、製造場に戻せばそれ

は、製造場に戻せば戻税の制度がある

わけでございます。確かにこれは課税

關係官庁と緊密な連絡をとつて、今後とも具体的な指導に当たつて参りたい

ということを決議しておることに留意しなければならぬ責任があるのであります。それ

は、私の申しますのは少し矛盾があるのでありますけれども、そう言つては

失礼でございますが、今の物価上昇

張しておりますと、運送その他の関係

は、私の申しますのは少し矛盾があるのでありますけれども、どうもいろいろ

の問題があるのでありますけれども、どうもいろいろ

関係各省にもすいぶん努力をしていた
だいております。その辺のところを若
干申し上げて、ただいまのお尋ねに御
参考までにお答えしたいと思います。

主税局長からお話をあります。たとえば、今回の減税の大義名分、つまり大衆負担の軽減ということを貫徹するといふことは、これは私ども今回の大義名分について、政府側の人間としても最高の要請として貫くべき点だと思いまして、すでに昨年暮れ以来私どもとしては機運を醸成するというのに努力して参つております。新聞紙等でごらんの通り相当この関係は、ムードは強く出てきていると思います。これには新聞等に対するいろいろなPR、説明もいたしましたが、関係の各業界また各官庁とは密接に打ち合わせております。大体物価問題でありますから、当面の第一次的な責任官庁はただいま申しました通産省、運輸省、厚生省というようないたりが表面に出るわけであります。が、私どもも税務行政をあずかるという意味で、やはり減税があれば、減税分が消費者に及ぶというような角度から配慮するという意味で、各省と御連絡をとつているわけであります。それらの若干の感触を申し上げます。

まず、酒税についてはある御質問のないようなお話で、これは私どももかなり戻税率制度、戻し入れ制度というようなものの活用によつて、四月一日から、若干ビール等についてダッシュのつく点はありますけれども、ほとんど完全に減税分が消費者に渡るということができると思います。

物品税系統では、私どもの部課が話をしておる団体も、当然この団体に連絡をとつておりますし、また関係各

ておらないではございません、出でております。私どもといたしましてはそれに対しても極力四月一日にそろえて完全に値下げをするようという態度で臨んでおりますが、そのうち四月一日に對して極力四月一日にそろえて完全に値下げをするようという態度で臨んでおりますが、その辺をどういうふうにこなすかというあたりが、関係的にいうと必ずしも貫徹し得ない面があると思うのです。その辺をどういふうにこなすかというあたりが、関係各省の一番苦心の存するところであります、極力この全体のマードを盛り上げて、それによってやつて参る。しかし私どもも不當に業者のムードに圧倒され、非常に損が出るというようなことは、必ずしも理屈に合うかどうかという点になりますので、その辺は品物によつても違うと思います。ある程度のものでありますならば思い切つてやりなさい。こまかい話になりますが、値下げが百円、税率が下がつた、小売価格百円だけ下げるのでは足らぬという議論もあり得るわけです。マージン率ということを考えれば、マージン率をかけただけ上乗せして下げるという議論も出るわけで、そこは問わぬということが一つの話題になりますて、そこは問わぬかわりに、若干苦しい点があつても思い切つてやりなさいという議論をしているのが現状であります。通行税あたりはおそらくどうとこどで、奥行関係の人たちは必ずしもだいまのところ全額値下げをするということはしてくれておりません。半分程度というようなお話を、あとは座敷の設備あるいはテレビに押さ

れるからいい映画を作つてもらつ、いのものを作つてもらつという意味で製作会社に戻すというような意見を言ふておられます。これについてはまだいま政府側としては、何と申しますか、対峙の状態でもつと詰めて議論をしてみたいというふうに思つております。だから減税の一部を業者のふところにおさめるというのは私としてはとりたくないと思ひます。やはり改善は改善直感じが、これから改善するのだ、あります転嫁の関係で転嫁ができるないで非常に食い込んでるというような場合があると、若干議論が複雑になると思いますが、それがあるかどうかといふあたりが勝負だらうという気持で応待いたしております。大体私どもが第一次の責任各省と一緒にこの問題についてやつております事柄の経緯、中身は大体以上の通りでございます。

○横山委員　こまかいことですが、入场税の話が出来ましたので、ちょっと意見を言ひながら、あなたの方の御回答をいただきたいと思いますが、入场税の免税点については、政府案としては何か三十円というところで与党との間で話し合ひがついてるそうであります、この点については私は実は対案としてはもつと大幅な免税点を持つて政府側に申し入れをしておつたのであります、これが十分なところでありませんでしたので、いずれ法律そのものについては入场税法のところで十分審議をいたすのであります、免税点というものを一律にお考えになつておやりになつたような気がしてならないであります。と言ひますのは、いろいろと興行がある中でプロレスのようなもののかあるいは村の芝居に至る

までいろいろな問題があつて、従来も入場税のたびごとに議論が出て、一律に扱うようなことはいかがなものであらうかと言つておりました。

特に私が今日例に出したいと思いますのは、児童演劇であります。子供のために、ブーケとかいろんな子供のための演劇を現在細々ながらやつておるのあります。これが今回の政府案によつて免稅点も税率も全部一律になつてゐるという点について、私はどうも政府側の深慮が足らないのではないか、あれこれ重なり合つて本を見て森を見ないというような感じがあるのでないか。子供の演劇に親子ともども行つて、親も子供の楽しむのを見て一緒に子供の気持になつて遊んでいる児童演劇については、これは法律を持たずとも政令ができると思うのであります。が、免稅点三十円というようなことで一律にやつているということについては、少しその配慮が足らないのではないか。もとより今児童演劇と言いましてもそんなにたくさんあるわけでございませんし、入場税も全く過小だと思うのであります。いろいろ政令を作りになるときに、このような児童演劇、子供のための演劇からおとなとのためのあらゆるものについてまで三十円の免稅点というようなことについては一考を要するのではないか、こう思われるのですが、いかがでありますか。

ら株式会社あるいは普通の人がやっておる、別に社会事業としてやるわけでもないというようなことでございますと、お話しの通り免税点は同じ三十円なら三十円で切られるわけでございます。

いうことよりも、見る人がだれであるかというとに入場料としては力点を置いてもらいたい。子供がブーケを見たり私もの間つくづく考えたのであります。親子そろってテレビを見ておると、テレビの中に実にいかがわしいものやくだらないものが一ぱいあります。テレビでもラジオでも、子供の健全な思想を発達させるためのものが必要であると思つております。しかしそれがなかなか成長をせずに、浮かび上がりでは消え、また消えては浮かび上がるような今の児童演劇の状況なんですね。あなたは今お話しなつたように、児童演劇についてあまり深い知識をお持ちにならぬようですがれども、これは一つ村山さんも、そういう児童演劇を見るような子供さんはもういらっしゃらぬらしいかもしませんが、一同これはぜひ検討をして、おとなも子供も三十円の免税点だ、今どき三十円で健全な子供の見るのができるだろうかどうか。子供に見せるということとは、本質的に採算、営業を度外視してはかかりませんといいものができないんですから、本質的に児童演劇なり児童映画なりというものは、採算をまず捨てててからなければならぬのです。そういう点を考慮すべき必要があると思うのであります。重ねてあなたの御意見を伺いたいと思います。

案内の通り演劇、映画等についてはすべて第一種でやつておるわけでござります。従来は料金区分はございましたが、今度の改正案では料金区分はなくして一律になつておるわけでござります。税率を一〇%に引き下げるということでございます。先ほど見る方の側考え方であろうと思いますが、現行の入場税法の立て方は、その辺は何分にも間接税でござりまするものですから、かなり一率的な取り扱いをいたしまして、たゞその主権者が營利のためではなくて、それでやりまして上がりました剰余金を公益のために使う、こういう条件のもとにすべて免税しているわけでございます。おつやいます児童演劇がどんな形で、また内容がどの程度のものか、まだどれくらいの子供たちを集めてやつているかというような点を十分検討いたしました上で、慎重に検討すべき問題だと思いますので、ここで中身も知らないでお答えするのもう少し控えさせていただきたいと思います。

は税理士会に強制加入という重い問題を、われわれもそういう条件において了承をしたわけです。ところが今日全国の税理士会を見てみると、東京は三つですか、名古屋、東海におきましても二つ等々、全國の税理士会がわれわれが法律を通してやつたにもかかわらず、努力があるかどうかそれは知りませんが、結論的にはいささかも改善をされていないと私どもは思うのであります。それはお答えは努力をしたとおっしゃるかもしませんけれども、こういう状況について、そんなことならばわれわれがいろいろな議論の末やる必要はなかつたのじゃないか、こうとすら思われるわけであります。さて加えて最近におきまして国税通則法の小委員長の八田東京税理士会の会長は、まあ表向きは一身上の御都合でか知らぬけれども、私どもの見ところででは、通則法の問題に関連をいたしまして税理士会が反対の決議をしたという状況になつておやめになつたと伺つておるわけであります。それは多少余談ではございますが、税理士会について私はもう一ぺん、一つ入れををする必要があるのでないか、法律の実施要項だけはずつともだやつてきめて、ようやくその実施の移管をされたら、そうでありますけれども、そういう権限だけは移管をする、しかしながら法律の組織上の要請に対し実行をしていないという点、どういう行政指導をなさつておられるのか、その点はいささか私はふに落ちない点も発見するのあります、その後の経緯を一つ伺いたい。

三十六年のその前の改正、たしか三十一年か三十一年の改正だと思います。それで、その当時いろいろ品位を失墜する税理士の問題がありまして、これに對して会が自主的にだんだん品位を高めるという方向が望まれまして、そのためには会に入れた方がよろしいということになつて、そこへ入らなければ業務ができないという、いわゆる間接強制の形でできました。その際、御指摘のように原則として各国税局一つ、しかし暫定的にたゞいま御指摘になりましたようによつて五つあるところもありますし、三つあるところもありますといふことで、当分の間は現状のままです。しかしわけでございます。その後われわれは実際名古屋なり大阪の国税局長をした経験で申しますと、實際には統合の機運も相当あつたのでござります。最後はなかなかむずかしい問題でございまして、すでに基本財産などはできております。それぞれそれをどうやるかという問題、それからあとは役員等の問題もありまして、機運が出ては消え機運が出ては消えておるというのが実情でございます。何しろ人事問題、財産問題でござりますので、當時われわれ一線の国税局長といたしましては、施行するところまでには至りませんでしたが、できるだけ法の精神に従つて運用されるべきものであらうというふうに考えております。将来的な問題といたしましては、実は昨年上院で税理士法の改正を審議していただきました際に、今後税理士の試験制度を含めて、あるいは業務の方、それらについて全面的に再検討の上、今の税理士制度について必要な改正を加えて、早い機会に本国会に出

す、こういう予定を申し上げておるわけでございます。おそらくこの国会が済みましたあたりからこの問題に本格的に取りかかりまして、三十九年度の通常国会までには成案を得て提出いたしました。その際に今後の問題等についても十分検討を加えたいと思います。先ほど通則法の問題に関連しましてちょっと東京の会の問題が出ました。が、私は本人から直接通則法その他の関係で伺つたところによりますと、実は通則法の問題ではございませんで、何でも会の会則の問題だそうでござります。それらの問題で、会長としては長くなつたし、どうも会長として、自分で正当と思われる意見も通らないというようなことで責任を引き受けかねるということでおやめになつたよう聞いておるわけでございます。

○横山委員 だれが国税通則法で失敗しましたから私はやめますとあなたに言う人がありますか。しかし、世間はあなたのおっしゃるように見ておらないうのです。この点は十分、村山さんも、あの会長をやめさせた直接の動機といふものをどう世間が見ておるかといふことは、お考えにならなければならぬと私は思つうでございます。それはまあいざれ機会をあらためますが、各県に一つというのは、法律事項でしたか、原則として。

○村山政府委員 各県ではございません。各国税局の単位ごとに一つという法律でございます。

○横山委員 それじゃ、あなたの言い分ともつてすれば、法律事項できめたことが実は問題があるんじやないですか。あなたのおっしゃるよう、基本財産があり、役員問題でなかなかでき

まだ強制的にやらせるわけにいかぬから見通しがつかぬ、こういうことは法律をきめるときから太体わかつておるにでき上るのはいつごとあなたは確信を持っておられるのですか。私は別にあなたに強制的に税理士会にそれを押しつけるというわけじゃありません。しかし、法律はそういうことを規定をしてきめたわけであります。あなたの方から提案されたわけであります。税理士会も納得したわけであります。それが、法律にはきめて、法律のいいところだけ享受をして、そして自分たちのむずかしいことは実行しない。結果的に言えばそりなんですよ。実行しないということは、税理士会に對して大いに責むべきことではないのか。財産や役員の問題があつてできなかつて、ということと放置されるべき問題ではない。そんなら法律は無視されただから、法律をえて複数制にした方が、現状に合つていると思うのですが、いかがでしょう。

のように法律の付則できめられておる
わけであります。

官のことですから、職員のとうふうに言つた方が穩当である意味においておっしゃつておるかもしませんが、敵は本能寺である、そういう外郭団体の方にあなたやあなたの部下がまことにあなたやあなたの部下がまがあまあといふ氣持を持つております。ならば、これは私は決して問題の解決にならぬと思います。承りますと、あなたは年末ですか通牒をお出しになりまして、年末の忘年会やなんかに、職員は業界のそういうものに出席してはならぬとう通牒をお出しになつたそうで、私は非常にけつこうものをお出しになりましたというて感心をいたしました。現に私の知る人も招かれたのでありますけれども、こういう通牒が出ておりますからと言つて断わつたと。いうのであります。近來の快事だと私は思つておるわけであります。ただそういうことが單に形の上でなくして、もう一步奥深く進んで、あなたの言いづらい、聞きづらいことも十分に一つ聞いてもらつて、單に職員を自當てにやるばかりでなくして、全体の雰囲気をつかんでおやりにならぬといかぬと思いますが、この点いかがであります。○原政府委員 全然お話しの趣旨に同意でございます。ただいまお話しの具体的な案事案といふようなものは、この席でない方が実は私は都合がいいのですが、伺うことはぜひ伺わしていただきたい。私みたいなポジションの者にはなかなかまのそういうまことに困る面が映つてこないおそれがあると思つております。そういう意味で常々いろいろな方からいろいろな面からぞが、そういうようなことがいろいろあ

り大きなものには今までよりもより力を入れるということは、まさにそういう態勢でおり、それは定員の再配分におけるおいても、また特別調査官の活動においても、また全般の、たとえば法人の調査割合または調査日数の配分におきましても、漸次大きな法人により多くの日数をかけ、より多くの割合で調査をするということにいたしてきておるというところにも、その具体的な適用を見出し得るというふうに思つております。以上の通りでございます。

○横山委員 先ほど一つ間接税の点で御質問するのを忘れておりましたが、私の意見を含めて伺いたいのです。たとえば物品税、多くの品種の中で定価販売をされていない品物がたくさんあるのです。これは物品税のつかないものでもそうですが、今日の乱戦合戦で——物品税は定価に対しうかがわれれども、それが末端においてはどんどん定価を割つて課税されてしまう。どうしてそういうことになるのかは別といたしまして、どうせそういうふうに乱戦がされるものならば、もう少しそのためを業界と政府とよく懇談をしてもらつて定価を下げるさせて、それを定価販売させて、それに基づいて課税をするという指導ができるものであらう。どういうふうにかねがね考えておるわけであります。これはしかく簡単なことはございません。しかし商業道德があるいはまた秩序が守られ得るならば、私は適正な課税、実質上安い物品税の納入というのも可能です。おるわけでありますが、そういう点について手をつけられておるのであるか

Digitized by srujanika@gmail.com

○村山政府委員 價格の問題なもので、すからあまり詳しくございませんが、われわれが聞いている範囲では——物品税を通じての知識でございますが、御案内のように現在メーカーが定価を定めておるもののがございます。小売の末端価格を定めておるものにつきましては、現在は小売価値から一定の経費率を引いてそれを課税標準にとつておるわけでございます。しかし物品税の課税については、そういうものもありますが、小売の定価の定めのないもの、メーカーがきめていないといふものがございます。従つて、その意味で小売屋が別にきめてないという両方の種類があるわけであります。お話しになるのはその再販売業者契約とか、そういうたる關係で、メーカーが自分の商業政策上小売価格を一定している場合のお話だと思います。最近聞いたところによりますと、特に電気製品の關係が出てきまして、定価を割って売つてあとでリペートを求めてくる。そのリペートに感じなくちゃならぬ。メーカーの方も非常に競争が激しいのでそういう事態が起きておつて、なかなか手元は苦しいです、というようなことを、われわれはメーカー側から聞いておつしやるよう、それをもつて定価で今の値引きしている値段が一定のところまで落ちつきますと、あるいはおつしやるよう、それをもつて定価

ということではつきりきめることができるのかかもしれません、まだ何分も市場が不安定と申しますか、こう動しておりますと、経過的には、定期的にものについても、今言つて、のような現象が出てくるのではないから、そういう場合の値段の抑え方、いうようなものを、どういふふうにして励行していくか、またそれを納入者がはつきりとかみとるために、したらいいかという、確かにこれはなにか税が行なわれたということをどうしたらいいかというような問題があると申します。そういう具体的な問題については今後詰めて参りたいといふふうにわれわれは今考えております。

されぬが、均衡論としては非常に犠牲を負うという点については考へべき問題があるのではないか、こう思われるのではありませんが、抽象的でおわかりになりませんけれども、何かそういう問題についてどういう角度で検討せられ、進められておるか。單に行政上ばかりではなくて、一般論として一つ御意見を伺つておきたい。

○原政府委員　お話の角度、御趣旨は私も全然同意でございます。お話の土地の譲渡による所得が非常に問題であるというので、近年資産税関係の係員はこれに非常に忙殺されております。同時に、納税者の側も、お話のようなPRが足らないということから、まあ考へてみればそれは当然納めるべきかもしれないが、よくわからぬ、知らなかつたというようなこともあります。そこで、私、PRにつきましては今部内に命令してこういうことを用意させております。やはり何といつても多くの人が登記所を行つた場合に、土地を売るあるいは家屋を売ると税はこうなりますというようなりフレット、こういうようなものを置いておいて、渡していくなどといふようなことが一番よくはないか。もちろん、そういうものができれば單に登記所だけではなくて、署にも置きますし、またいろいろな協力団体にも回したいと思いますが、これを先般来言いつけてやらせておりますので、あるいはもつとほかに、いろいろなラジオであるとかあるいは講演会その他文書で流すといふようなことも必要かと思ひますが、これも確かに、この譲渡による所得のようないい人にとっては何年に一回あるのは一生に何回というようなものでありますからどうしてもうんざりする。

それには格別、そういう場合の税のやり方、規定というようなものをP.R.Sする必要があるというふうに思つて、準備を進めております。おくれておるのにはまことに申訳ないと思ひます。私、帰りまして、きわめて早くこれをやり上げて徹底させたいと思います。

なお、担当者につきましても、先ほどの議論ど申し上げました通り、定員の再配分で申しあげます。でも資産税は法人税などのなんではあります。が、割合にすれば相当多くついては、おつかれお疲れ様です。でやつておりますので、世の中で土地の譲渡関係の経済現象が非常に大きくなり込んでおりますし、また今後もこのように力を入れなければならぬという気持ではありませんが、割合にすれば相当多くつくるかまえが、おつしやる通りおくれおくれであったという点はまさに申請の上にあります。が、気がついてせつかく努力しておりますので、なお十分ござらんになつていろいろお教え願いたいと思います。

○横山委員 私どもの党では、株だとか土地による所得については、本人にとっては非生産的な不労所得であるという考え方をすでに持つておるわけであります。でありますから、株の配当についてあまりいい条件を備えようとするといふことについては賛成しません。しかし、土地の売買所得について特に懸念をしようというような気持ちもございません。また、最近の過当広告といいますか。テレビの広告や銀座の辺にあるオンラインの広告なんかに税金が一文もついていないという、そんなばかげたことはあるはずがないという考え方をつまましては、もう少しやっぱり全国

というふうに思います。もちろん実質的には利用価値は上がっている。高層ビルを建てるから坪当たりの面積の利便性はあります、今のそれに投資物あるいは投機物としての値上がりする部分について何から打つ手はないものか、全体の需要がふえたとか、こういう事情はあります、今のそれに投資物あるいは投機物としての値上がりする部分について何から打つ手はないものか、打つ手もあるし、それからどういふことは困難にするよう、取得する方の側から見ますと、これは不動産取得税をと、いろいろ検討され、御案内のように、そのときにもうけた者に所得税をかけるということで、そっちの方から打つ手もあるし、それからどういふことは困難にするよう、取得する方の操作で何とかいかないか、あるいは投資、投機で持ったものはある期間持つてあるから、空閑地を持つているようなものについては、これは空閑地を利用税といふようなのはどんなものであろうか、あるいは譲渡所得の課税についても、その所有期間の長短によって区別することはどんなものであろうか、短いものは比較的売買の目的で初めてから取得したものと見て重い税金をかけていく、その方法はいろいろ論議されたわけでございます。その際一番むづかしかった問題は、土地が事實的に上がっている部分と、それから今の投機、投資で上がる部分、この二つの要素があるわけですが、先に税が先行しますと、将来実質価値の値上がりによって上がるのであろう将来の価格を早く形成してしまう、逆に言いまして、かけると将来上がつたであらう要素があつたら大へんだ、だからその問題はなるほど理論としては考えられるが、実効問題として税だけがそれからこの方法で先行した場合には非常な危険

なしとしない、そういう意味ではこの問題は単に税だけの問題でなくして、本質的に土地全体の供給の問題であるとか、宅地をふやすというような努力とか、あるいはそういう需給關係の調整等からまず手をつけて、その一環としてそれらに既応した一部として適当な税制上の措置をとった方が安全であろう、こういうような見解で実はそのままになつたわけでございます。われわれ今日におきましても同じような考え方を持つております。ただ伺うところによりますと、政府もだんだん総合政策——建設省あたりを中心いたしまして、この対策について総合対策を立てるやに聞いておりますが、その際にはわれわれもできるだけの参加をして、おつしやつたような所期の成果を上げるような措置を考えてみたい、かのように思つております。
○小川委員長 次会は來たる十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することにし、本日はこれにて散会します。
午前十一時五十六分散会
大蔵委員会議録第七号中正誤
ページ段行 一八一 二 有証証券 有価証券 正 二二四 一 該當する。」 該當する 二三三 一六 「第二十七条第七項 六二二 八 第七百三十四条第三項の表の各行間にそれぞれ縦線を入れるはずの誤り
六二四 終り から 金額所得 金額所得

大藏委員會議錄第七号中正期

六二	四	終 り	七	「第二十七 条第七项」	誤 る。	正
六二	二	八	八	第八百三十四条第三项	誤 る。	正
六二	一	二	二	該當す	該當す	誤
六二	一	二	二	有証証券	有価証券	正
六二	一	二	二	該當す	該當す	誤
六二	一	二	二	該當す	該當す	正

川委員長 次会は来たる十六日午後二時より理事会、十時三十分より季を開会することにし、本日はこね散会します。

なしとしない、そういう意味ではこの問題は単に穀だけの問題でなく、本質的に土地全体の供給の問題である。とか、宅地をふやすというような努力とか、あるいはそういう需給関係の調整等からます手をつけて、その一環としてそれらに既応した一部として適当な補制上の措置をとった方が安全であろう、こういうような見解で実はそのままになつたわけでございます。われわれ今日におきましても同じような考え方を持っております。ただ伺うところによりますと、政府もだんだん総合政策——建設省あたりを中心いたしまして、この対策について総合対策を立てるやに聞いておりますが、その際にはわれわれもできるだけの参加をして、おつしやつたような所期の成果を上げるような措置を考えてみたい、かように思つております。